

不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録証明書の発行

手続名	不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録証明書の発行
手続対象者	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に住所(居所)のある 不動産鑑定士または不動産鑑定士補で登録証明書を必要とする者
手続時期	随時
提出方法	郵送または持参(持参しても即日の発行は致しません)
手数料	なし
添付書類	所要の切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。 なお、変更登録申請と同時に登録証明願を希望する場合は、県窓口へ提出する変更申請書の写しを同封して下さい。
部数	証明が必要な部数に1部を加えた部数を提出して下さい。(原則として3ヶ月間に1部のみ交付)
記載要領	登録証明願の記載内容と登録の内容が不整合の場合は確認が必要なため、連絡先電話番号を登録証明願の余白に鉛筆書きで記載して下さい。 事務所等へ返信を希望する場合は、返信用封筒に当該不動産鑑定士(補)の氏名を鉛筆でメモ書きして下さい。
提出先	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 資力確保・鑑定評価指導係 TEL:082-221-9231(内線:6153)
相談窓口	提出先と同様
発行に要する期間	約1週間